

確定申告の季節です



土・日曜日を除く  
(正午～午後1時は休み)

# 所得税 市県民税

## 市県民税の申告が必要な人

期間中は大変混雑しますので、申告書の書き方のご相談はお早めに。市県民税の申告は2月15日以前でもできます。

- 申告受付場所 市役所2階税務課  
(郵送の場合、☎956-8601新津市程島2009番地  
新津市役所税務課市民税係へ)
- 受付方法 申告会場には、あらかじめ申告書に必要な事項を記入してからお出かけください。記入していない場合は、ご自分で計算と記入をしていただきます。

●申告が必要な人  
平成十三年一月一日現在、新津市に住所がある人は、原則として市県民税の申告が必要です。所得証明の発行なども、この申告をもとに行われます。所得税の確定申告が不要の方も市県民税の申告が必要な場合があります。ただし、次のような人は市県民税の申告の必要はありません。

- ・所得税の確定申告をした人
- ・所得が給与のみで年末調整が済んでいて、給与支払報告書が事業所から市へ提出されている人(一般のサラリーマンはこれに該当し

ます)。

●申告に必要なもの  
印鑑、給与・年金の源泉徴収票の原本、国民年金や農業年金・国民健康保険などの支払額わかる書類、生命保険や損害保険の保険料控除証明書、障害者控除を受ける人は手帳などの証明書、医療費控除を受ける人は医療費の領収書と集計表、本人名義の預金通帳

※市役所でも所得税の還付申告や一般農業所得者の申告は受け付けできません。

●問い合わせ  
税務課市民税係  
(☎24-2111  
内線217)へ。

## 確定(謝)申告で場合税金が戻ってくる

### 本町二番館でも還付申告を受け付け

協力：関東信越税理士会新津支部

- とき 2月1日(金)～21日(金)の午前9時～午後4時(受付は午後3時まで。土・日曜日、祝日は休み)
- ところ 本町二番館2階
- 対象となる人  
年金をもらっている人や、給与所得者のうち次のいずれかに該当する人  
①医療費控除を受ける人  
②2か所以上から給与をもらっている人  
③年の途中で退職するなどして年末調整をしていない人  
※必要書類等くわしいことはお問い合わせを。

### 税理士による還付申告無料相談

関東信越税理士会新津支部では、少額な還付申告相談と申告書の作成を無料で行います。

- とき 2月7日(金)～9日(日)の午前9時30分～午後4時
- ところ 各税理士事務所(要電話連絡)
- 問い合わせ いずれも関東信越税理士会新津支部の江島さん(☎23-2512)または杉本さん(☎23-5825)へ。

# の申告を忘れずに!!

2月16日(金)から3月15日(木)までの間に、所得税または市県民税の申告をしましょう。

## によっては可能性のある人

- 確定申告をしなくてもよい人でも、次のいずれかに当てはまる人は源泉徴収(天引き)された税金が一部戻ってくる場合があります。
- 給与所得者や公的年金をもらっている人で、次のいずれかに当てはまる人  
①災害や盗難にあった人  
②多額の医療費を支払った人
  - 住宅ローンなどを利用してマイホームの新築や購入、大規模な修繕・増改築をした人(③は本町二番館の還付申告会場では扱いません)
  - 所得控除の追加がある人  
●給与所得者だったが退職するなどし、年末調整をしていない人

還付申告は、二月十五日(木)以前でも税務署へ提出できます。還付申告には、必要な添付書類が多いことから、早めに相談・準備をし、申告してください。

●確定申告に関する問い合わせ  
新津税務署  
(☎22-2153)へ。

## 確定申告が必要な人

- 事業所得や不動産所得があったり土地や建物を買ったりした場合など  
平成十一年中の所得金額の合計額から配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を超える人
- 給与所得者の場合(次のいずれかに当てはまる人)  
①給与の年収が2000万円を超える人  
②給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人  
③2か所以上から給与をもらっている人

## 大切な所得税は申告納税方式

所得税は、「自分の所得の状況を最もよく知っている納税者が、自ら税法に従って所得と税額を計算し、納税する」という申告納税制度を採用しています。申告をしなければならぬ人が申告をしなかったり、誤った申告をすると、後で不足分だけでなく加算税や延滞税を払わなければならないので注意してください。

所得税は、国の税収の中で一番大きく、公共サービスの大切な財源となっています。国民の義務でもある納税は正確に、早めに済ませましょう。

## 確定申告書は自分で書いて 郵送で新津税務署へ!!

申告書は、自分で計算し、記入するのが原則です。出来上がった申告書はなるべく郵送で提出してください(窓口は大変混雑します)。なお、申告書の記入の仕方を説明した手引きなどが税務署窓口にありますので、記入するときは参考にしてください。

宛先：☎956-8602新津市善道町1-6-38新津税務署

お買物、ご用命は市内で

アメリカン・ファミリーの「かん保険」は、「病氣・ケガ」まで保障する。

しかも1日あたり約110円  
(30歳男性・個別月払い) 月々3,275円  
●●保険の悩み ご相談ください●●

健康応援団 **MAX**

AFIAC アメリカンファミリー生命保険会社  
代理店 L 保険企画 長瀬安子 新津市古田691-2 ☎22-2202

中高年と主婦の初心者向け  
パソコン塾『ニッケル』  
マン・ツー・マンの塾です!!  
お友達と二人一緒でもOKですよ!!  
※お問い合わせは午後からお願いします  
TEL: 0250-22-7966  
場 所: 新津市山谷町3丁目

お買物、ご用命は市内で

ガス温水式浴室暖房乾燥機は1台で4つの機能。だから1年中大活躍!

ほかほか	浴室暖房	カラッと	換気乾燥
ふんわり	衣類乾燥	そよそよ	涼風

越後天然ガス株式会社 ☎24-2171